

小金井市在宅医療・介護連携推進会議設置要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

| 改正要綱 | 現行要綱 |
|---|--|
| <p>(委員)</p> <p>第3条 連携会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が協力を<u>依頼</u>する。</p> <p>(1) } ˘ } 省略 (9) }</p> <p><u>(10) 学識経験者</u></p> <p><u>(11) 第6条第3項に規定する部会長</u></p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、協力を<u>依頼</u>した日から2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 省略</p> <p><u>(部会)</u></p> <p>第6条 <u>連携会議の下に、協議事項について具体的な検討を行うため、課題別の部会を設置することができる。</u></p> <p><u>2 部会は、市長が協力を依頼する者をもって構成する。</u></p> <p><u>3 部会に、それぞれ部会長を置く。</u></p> <p><u>4 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。</u></p> <p><u>5 部会長は、部会の委員の互選により定める。</u></p> <p><u>6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。</u></p> | <p>(委員)</p> <p>第3条 連携会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が協力を<u>依頼し、又は任命</u>する。</p> <p>(1) } ˘ } 省略 (9) }</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、協力を<u>依頼し、又は任命</u>した日から2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 省略</p> |

(謝礼)

第7条 第3条第1号から第7号まで、第10号及び第11号に規定する委員並びに前条第2項の規定による部会の委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(意見聴取)

第8条 連携会議及び部会（以下「連携会議等」という。）は、必要があると認めるときは、委員以外のものに会議への出席を求めて意見もしくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 連携会議等は、公開とする。ただし、公開することが連携会議等の運営又は個人情報の保護に支障があると認められるときは、連携会議等に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 連携会議等の庶務は、福祉保健部介護福祉課において処理する。

(庶務の委託)

第11条 省略

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、連携会議等の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(謝礼)

第6条 第3条第1号から第7号までに規定する委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(意見聴取)

第7条 連携会議は、必要があると認めるときは、委員以外のものに会議への出席を求めて意見もしくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 連携会議は、公開とする。ただし、公開することが連携会議の運営又は個人情報の保護に支障があると認められるときは、連携会議に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 連携会議の庶務は、福祉保健部介護福祉課において処理する。

(庶務の委託)

第10条 省略

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。